

平成〇〇年度〇〇〇で使用する電力の供給契約書（案）

秦野市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、〇〇〇で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の〇〇〇で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は次のとおりとする。（ただし、次の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。）

基本料金単価		円／キロワット・月
電力量料金単価	夏季	円／キロワット時
	その他季	円／キロワット時

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達による特別措置法に基づく賦課金（以下「賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模重要な標準供給条件による。

（契約保証金）

第4条 秦野市契約規則第39条第5号の規定に基づき免除する。

（使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第6条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（1）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき

（2）契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を発注者と受注者が協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第7条 計量日は原則として毎月〇〇日0時とし、受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払い及び遅延利息)

第9条 受注者は第7条に定めた検査終了後、契約電力に第3条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加算した額に賦課金を加えた金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする）を、1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 発注者は前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額から、消費税額及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの、賦課金を差し引いた金額に対し年2.8パーセントの割合で計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

なお、次の算式により算定された金額の単位は、1円としその端数は切り捨てるものとする。

$$\text{賦課金} \times 8 / 108$$

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 受注者は、この契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行例（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第11条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があつたとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は当該日から契約期間満了の日の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第15条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、関東管内の旧一般電気事業者の電力需給約款及び本契約書別紙又は発注者の契約約款に定めるものによるほか、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋昌和

受注者 ○○○

○○○

○○○

## 別 紙

### 1 (対価の定義)

対価とは、本別紙6(料金の算定)により算定した、その1月に発注者が受注者に支払う料金、その他契約書及び本別紙により支払を要することとなった金銭債務をいう。

### 2 (適用期間)

本別紙の適用期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

### 3 (細目的事項の取扱)

契約履行上必要な細目的事項については、受注者の定める電気売買約款(以下総称して「基本契約」という。)に依拠する。

### 4 (計量値の記録及び計量期間)

計量器内での計量値の記録は、原則として毎月〇〇日の午前0時に行う。契約書第8条に定める料金の算定期間を以下本別紙で「計量期間」という。

### 5 (計量及び検査等)

(1) 受注者は、計量値の確認を実施し計量結果を発注者へ通知する。

(2) 契約書7条に定める職員の検査は、(1)の計量結果の通知に基づき行い、通知内容について疑義が生じた場合は、発注者はすみやかに受注者へ連絡する。

### 6 (料金の算定)

1月の料金は、(1)に定める基本料金、(2)に定める電力量料金、(3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達による特別措置法に基づく賦課金(以下「賦課金」という。)の合計金額(以下「料金」という。)とする。

ただし、基本契約により料金の割引を行う場合は、割引対象となる基本料金から割引額を減算する。

#### (1) 基本料金

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \frac{185 - \text{力率}}{100}$$

#### (2) 電力量料金

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

ただし、電力量料金は、基本契約により算定された燃料費調整単価による調整を行うものとする。

#### (3) 賦課金

当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模重要の標準供給条件による。

### 7 (料金の請求)

(1) 受注者は、契約書第7条に定める検査を受けるために、計量結果に基づき、所定の電気料金計算書を作成し、すみやかに発注者へ郵送するものとする。

### 8 (遅延利息の算定及び諸求方法)

(1) 契約書第9条第2項で定める遅延利息は、本別紙6(料金の算定)の料金から賦課金を差し引いた額を対象に算定する。

(2) 遅延利息が発生した場合、受注者は、原則として発注者が遅延利息の算定の対象となる料

金を支払った直後に発生する1月の料金と併せて請求するものとする。

9 (機密の保持)

発注者は、本契約にかかる情報公開の請求を受けた場合は、すみやかに受注者に意見を求めるものとする。

10 (その他)

契約書及び本別紙に定めのない場合、若しくは基本契約の定めにより難い特別な事情がある場合は、発注者と受注者が誠意を持って協議を行い、解決するものとする。

以 上